

議案第 8 1 号

飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

助成金交付の対象要件及び額の変更に伴う改正

飛驒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

飛驒市企業立地促進条例（平成20年飛驒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

事業所等立地助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が5人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より5人以上増加していること。	投下固定資産取得価額(国県等の補助金を受けて取得した投下固定資産にあっては、当該投下固定資産取得価額から当該補助金額を控除した額とする。)の100分の10以内の額で、3億円を限度とする。	操業を開始した年度又は翌年度から交付する。ただし、助成額が1億円以上2億円未満の場合は2年間、2億円以上の場合は3年間の分割交付とする。
事業所等設置助成金		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額で、1年間に5,000万円を限度とする。	操業開始後初めて賦課された年度から10年間。ただし、商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業の促進によ

			る地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛驒市固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた場合は7年間
--	--	--	---

」

を

「

事業所等立地助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が3人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より3人以上増加していること。	投下固定資産取得価額(国県等の補助金を受けて取得した投下固定資産にあっては、当該投下固定資産取得価額から当該補助金額を控除した額とする。)の100分の10以内で次の額とする。 (1) 新設の場合は1億円を限度とする。 (2) 増設又は移設の場合は、3,000万円を限度とする。	操業を開始した年度又は翌年度から交付する。
事業所等設置助成金		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額で、1年間に5,000万円を限度とする。	操業開始後初めて賦課された年度から10年間。ただし、商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例

		に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛驒市固定資産税の特例に関する条例の適用を受けた場合は7年間
--	--	--

」

に改める。

別表第2中「2,700万円」を「2,000万円」に、「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛驒市企業立地促進条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略				本則・附則 略			
別表第1（第3条、第7条関係）				別表第1（第3条、第7条関係）			
助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間	助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
事業所等立地助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が <u>5</u> 人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より <u>5</u> 人以上増加していること。	投下固定資産取得価額（国県等の補助金を受けて取得した投下固定資産にあっては、当該投下固定資産取得価額から当該補助金額を控除した額とする。）の100分の10以内の額で、3億円を限度とする。	操業を開始した年度又は翌年度から交付する。	事業所等立地助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が <u>3</u> 人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より <u>3</u> 人以上増加していること。	投下固定資産取得価額（国県等の補助金を受けて取得した投下固定資産にあっては、当該投下固定資産取得価額から当該補助金額を控除した額とする。）の100分の10以内で次の額とする。 <u>(1) 新設の場合は1億円を限度とする。</u> <u>(2) 増設又は移設</u>	操業を開始した年度又は翌年度から交付する。
			ただし、助成額が1億円以上2億円未満の場合は				
			2年間、2億円				
			以上の場合は3年間の分割交付とする。				

事業所等設置助成金	略	略	略
雇用促進助成金	略	略	略
事業所等借上助成金	略	略	略

別表第 2（第 5 条、第 9 条関係）

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
事業所等立地助成金	投下固定資産総額見込額（国県等の補助金を受けて	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い、新たに雇用した常時雇用従業員及び新たに雇用する見込みの常時雇用従業員の数が <u>5 人</u> 以上であること。
事業所等設置助成金	取得する見込の投下固定資産にあっては、当該投下固定資産総額見込額から当該補助金の見込額を控除した額とする。）が <u>2,700 万円</u> を超えること。	(2) 増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より <u>5 人</u> 以

		の場合は、 <u>3,000 万円</u> を限度とする。	
事業所等設置助成金	略	略	略
雇用促進助成金	略	略	略
事業所等借上助成金	略	略	略

別表第 2（第 5 条、第 9 条関係）

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
事業所等立地助成金	投下固定資産総額見込額（国県等の補助金を受けて	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い、新たに雇用した常時雇用従業員及び新たに雇用する見込みの常時雇用従業員の数が <u>3 人</u> 以上であること。
事業所等設置助成金	取得する見込の投下固定資産にあっては、当該投下固定資産総額見込額から当該補助金の見込額を控除した額とする。）が <u>2,000 万円</u> を超えること。	(2) 増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より <u>3 人</u> 以

		上増加していること。			上増加していること。
雇用促進助成金		略		雇用促進助成金	略
事業所等借上略助成金		操業開始日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より <u>5人</u> 以上増加していること。		事業所等借上略助成金	操業開始日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より <u>3人</u> 以上増加していること。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
担当部	商工観光部
提案理由	助成金交付の対象要件及び額の変更に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	【改正の趣旨及び内容】 企業の新設及び増移設等の助成金の支援について、新規雇用又は増加雇用者を5人採用する事を交付要件としているが、昨今の人手不足の状況下において5人の雇用は極めて困難な状況であることから、人数要件の緩和、並びに助成上限額について今後の財政状況を踏まえ見直すもの。 ○交付の要件 投下固定資産 2,700万円以上 → 2,000万円以上 新規雇用又は増加雇用 5人以上雇用 → 3人以上雇用 ○事業所等立地助成金 新設 上限3億円 → 上限1億円 増設及び移設 上限3億円 → 上限3千万円 交付の時期及び期間 分割支払い廃止 （別表第1及び別表第2関係）
市民への影響等	施行日以降企業立地する事業者及び雇用者へ影響あり。
施行日	令和8年4月1日
備考	